

# 介護保険制度に関するお知らせ

☎高齢福祉課(☎826-1111 内線2463)

介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。7月中旬に市から通知を送付しますで、必ず確認してください。また、介護サービスが十分に整えられるよう、そして介護が必要となったときに誰もがサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

## 令和5年度の介護保険料について

### ◆介護保険料一覧

所得段階	対象者		保険料(年額)		
第1段階	本人が 市県民税非課税	世帯全員が 市県民税非課税	高齢福祉年金受給者、生活保護受給者		
第2段階			本人の前年の合計所得と課税対象となる年金収入の合計が	80万円以下の方	13,900円
第3段階				80万円超120万円以下の方	34,800円
第4段階				120万円超の方	48,700円
第5段階	本人が 市県民税課税	同じ世帯に市県民税が課税されている方がいる	第4段階以外の方	80万円以下の方	62,600円
第6段階			120万円未満の方	69,600円	
第7段階			120万円以上210万円未満の方	80,000円	
第8段階			210万円以上320万円未満の方	87,000円	
第9段階			320万円以上400万円未満の方	104,400円	
第10段階			400万円以上500万円未満の方	111,300円	
第11段階			500万円以上600万円未満の方	118,300円	
第12段階			600万円以上700万円未満の方	125,200円	
第13段階			700万円以上の方	132,200円	
				139,200円	

※災害などの特別な事情で保険料を納めることができないときは、免除または減額(減免)の措置を受けられる場合があります。

### ◆介護保険料の納め方

#### 特別徴収(年金からの天引き)

**対象** 年額18万円以上の年金を受給し、保険料が年金支給額の2分の1以下の方

※65歳になったばかりの方などは特別徴収になりません。

#### 徴収月

仮徴収	4月	原則、令和5年2月の徴収額と同じ、もしくは前年度1年間の保険料の6分の1が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	令和4年中の所得に基づく年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

#### 普通徴収(納付書などによる納付)

**対象** 特別徴収に該当しない方

#### 納期限

1期	令和5年7月31日	5期	令和5年11月30日
2期	令和5年8月31日	6期	令和5年12月25日
3期	令和5年10月2日	7期	令和6年1月31日
4期	令和5年10月31日	8期	令和6年2月29日

※特別な事情なく保険料を一定期間滞納すると、保険給付の制限を受けることがあります。

## 介護保険サービスを利用している方へ

### ◆利用者負担割合

介護保険を利用する際、所得に応じて1~3割の自己負担があります。次の①②に当てはまらな方は1割負担です。

- ① 2割負担…本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、かつ本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計が単身で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上
- ② 3割負担…本人の合計所得金額が220万円以上で、かつ本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計が、単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上

### ◆認定証などの更新について

介護保険負担限度額認定証と社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の有効期限は7月31日(月)までです。交付を受けている方には6月に案内を送付していますので、更新を希望する場合は8月31日(木)までに申請してください。申請受付月の1日から適用するため、9月1日(金)以降に申請した場合、8月は認定の対象外となりますので注意してください。